

一般社団法人日本蚕糸学会 細則

(平成 24 年 3 月 17 日 日本蚕糸学会処務規定から改正)

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 一般社団法人日本蚕糸学会（以下、「この法人」という。）の運営は、定款に定めのあるもののほかは、この細則による。

第 2 章 会員

(会費)

第 2 条 この法人の会費年額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 6,500 円
- (2) 学生会員 3,000 円
- (3) 永年会員 3,000 円
- (4) 団体会員 12,000 円
- (5) 海外会員 7,000 円

第 3 章 処務

(事務の分掌)

第 3 条 この法人に庶務、会計、編集、広報の 4 部を置く。

2 前項の各部の事務は、理事会の承認を経て会長が指定した理事が統括する。

(幹事)

第 4 条 この法人に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、必要により理事会の承認を経て会員中より会長がこれを委嘱する。

3 幹事は、会長および前条の各部を統括する理事の指示を受けて、その業務を分担する。

(庶務部)

第 5 条 庶務部は次の事務を分掌する。

- (1) 規程に関する事項
- (2) 登記に関する事項
- (3) 文書の往復記録の整理および保管に関する事項
- (4) 会員の入退会ならびに会員名簿整理に関する事項

(5) 議事ならびに報告に関する事項

(6) 集会に関する事項

(7) 会報の頒布に関する事項

(8) 表彰に関する事項

(9) 図書および雑誌の整理保管に関する事項

(10) 印章の保管に関する事項

(11) 支部に関する事項

(12) 他の各部に属さない事項

(会計部)

第 6 条 会計部は次の事務を分掌する。

- (1) 会費の徴収に関する事項
- (2) 現金出納・保管ならびに資産管理に関する事項
- (3) 予算決算に関する事項
- (4) 物品購入・売却に関する事項
- (5) 会計帳簿・証書の整理に関する事項
- (6) 図書を除く物品の出納ならびに保管に関する事項

(編集部)

第 7 条 編集部は次の事務を分掌する。

- (1) 編集委員会に関する事項
- (2) 会報の刊行に関する事項
- (3) 原稿の受付・整理および処理に関する事項

(広報部)

第 8 条 広報部は次の事務を分掌する。

- (1) 会報以外の広報に関する事項
- (2) ウェブサイトの管理に関する事項

(事務局)

第 9 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には職員を置くことができる。

3 その他の事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第4章 会報

(編集委員会)

第10条 会報に掲載すべき事項を審議するため、編集委員会を置く。

2 編集委員会は編集委員長1名、編集委員若干名をもって構成する。

3 編集委員長には、編集部を統括する理事があたる。

4 編集委員の任期は定款第25条第1項に定める役員の任期と同じとし、会員中より会長が委嘱する。

(会報の種類)

第11条 この法人は、次の会報を発行する。

(1) Journal of Insect Biotechnology and Sericology

(2) 蚕糸・昆虫バイオテック

2 Journal of Insect Biotechnology and Sericology は年3回(2月、6月および10月)発行し、英文の論文、総説およびその他編集委員会において適当と認められた事項を掲載する。

3 蚕糸・昆虫バイオテックは年3回(4月、8月および12月)発行し、論文、総説、学会記事およびその他編集委員会において適当と認められた事項を掲載する。

(会報の頒布)

第12条 会報は会員にこれを頒布する。ただし会費を納めない者にはその頒布を停止する。

(会報の分譲)

第13条 会報は会員でない者に分譲することができる。分譲の価格は会長が定める。

第5章 学術講演会

(学術講演会の開催)

第14条 この法人は、定時会員総会に合わせて毎年1回学術講演会を開催するほか、理事会の決議があった場合に学術講演会を開催する。

2 学術講演会は他の団体と共同または連合して開催することができる。

3 理事会の決議によって開催する学術講演会は、特定の支部や地域を対象とすることができる。

(学術講演会の講演者)

第15条 学術講演会における講演者は会員に限る。また、会員と会員でない者との共同講演における講演者は会員とする。

2 前項の規定に関わらず、会長が依頼した者は講演者となることができる。

(学術講演会の通知)

第16条 学術講演会の期日、場所およびその他必要な事項は書面または会報をもって会員に通知する。

(学術講演会運営委員会)

第17条 学術講演会の準備および運営のため、学術講演会運営委員会を置くことができる。

2 学術講演会運営委員会は、学術講演会運営委員長1名、学術講演会運営委員若干名をもって構成する。

3 学術講演会運営委員長および学術講演会運営委員は会員中より会長が委嘱する。

第6章 表彰

(日本蚕糸学会賞)

第18条 蚕糸または昆虫機能利用に関する学術上顕著な業績をあげた会員に対し、日本蚕糸学会賞を贈呈し、これを表彰する。

(日本蚕糸学会進歩賞)

第19条 蚕糸または昆虫機能利用に関する斬新な研究を行ない、かつ将来その発展が期待できる会員に対し、日本蚕糸学会進歩賞を贈呈し、これを表彰する。

(賞牌および賞金)

第20条 日本蚕糸学会賞および日本蚕糸学会進歩賞の受賞者に、賞牌および賞金を定時会員総会で授与する。

2 賞金額はその都度理事会の決議を経て会長が定める。

(日本蚕糸学会賞等選考委員会)

第21条 日本蚕糸学会賞および日本蚕糸学会進歩賞等の選考をするとともに、選考手続きを審議するため、日本蚕糸学会賞等選考委員会(以下、「選考委員会」という)を置く。

2 選考委員会は、選考委員長 1 名と選考委員 10 名以上をもって構成する。

3 選考委員長は会長とする。

4 選考委員の任期は 1 年とし、会員中より会長が委嘱する。ただし、副会長は選考委員とする。

5 選考委員の再任は妨げない。

(受賞者の選定)

第 22 条 日本蚕糸学会賞の受賞者は公表された業績につき、日本蚕糸学会進歩賞の受賞者は会報に発表された論文につき、それぞれこれを選考する。

2 日本蚕糸学会賞受賞候補者の選考は会員の推薦した候補者について、また日本蚕糸学会進歩賞受賞候補者の選考は編集委員会の推薦した候補者について、選考委員会がそれぞれ行なう。

3 日本蚕糸学会賞受賞候補者および日本蚕糸学会進歩賞受賞候補者の選考の手続きは、選考委員会が別に定める。

(表彰)

第 23 条 表彰は社員総会の決議を経て行なう。

第 7 章 推薦

(外部からの推薦依頼)

第 24 条 他の法人・団体等から、研究助成金や奨学金等について会員の推薦を求められた場合は、広く会員に伝えて希望者を募る。

2 前項の推薦を希望する者については、理事会の助言を受けて会長が選定を行なう。

第 8 章 細則の改廃

(細則の改廃)

第 25 条 この細則は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

(細則の施行日)

この規程は一般社団法人日本蚕糸学会設立の登記の日から施行する。